

福岡市公報

令和7年3月31日 第7132号(別冊16)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
交 通 局	
○福岡市高速鉄道連絡運輸規程の一部改正（規程第16号）	1
○福岡市高速鉄道遺失物取扱規程の一部改正（規程第17号）	2
○福岡市高速鉄道運転事故等報告規程の一部改正（訓令第3号）	2
○福岡市高速鉄道運転事故復旧規程の一部改正（訓令第4号）	3
○福岡市交通局電気鉄道用電気工作物保安規程の一部改正（訓令第5号）	3

交 通 局

福岡市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第16号

福岡市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道連絡運輸規程（昭和58年福岡市交通事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ア中「身体障がい者に」を「身体障害者に」に、「この号において同じ」を「この号及び次号において同じ」に、「第1種身体障がい者」を「第1種身体障害者」に改め、「12歳以上の」を削り、同号イを次のように改める。

イ 知的障がい者（施行規程第15条第1項第3号に掲げる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち、障がいの程度がAと判定された者で介護者と同行するもの及びその介護者

第8条第1項第1号ウ中「及び知的障がい者」を「、知的障がい者及び精神障がい者」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 精神障がい者（施行規程第15条第1項第5号に掲げる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち、障がいの程度が1級と判定された者で介護者と同行するもの及びその介護者

第8条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 西鉄(天神大牟田線)との連絡運輸を行う場合 次のいずれかに該当する者
- ア 身体障がい者のうち、西鉄が定める身体障害者旅客運賃割引規程に定める第1種身体障害者であり、かつ、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する者及びその介護者
- イ 知的障がい者のうち、障がいの程度がAと判定された者及びその介護者
- ウ 精神障がい者のうち、障がいの程度が1級と判定された者及びその介護者
- 別表第1 姪浜の項中「乗継乗車券」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規程による改正後の福岡市高速鉄道連絡運輸規程の規定は、この規程の施行の日の始発列車に係る乗車料金から適用する。

福岡市高速鉄道遺失物取扱規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第17号

福岡市高速鉄道遺失物取扱規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道遺失物取扱規程(昭和56年福岡市交通事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「営業部駅務サービス課」を「運輸部駅務管理課」に改め、同条第2号中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同条第3号中「運転車両部」を「施設車両部」に改め、同条第5号中「運転車両部」を「運輸部」に、「橋本乗務事務所」を「及び橋本乗務事務所」に、「姪浜車両工場」を「並びに施設車両部姪浜車両工場」に改める。

第11条中「運転車両部」を「運輸部」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局訓令第3号

福岡市高速鉄道運転事故等報告規程(昭和56年福岡市交通局訓令第5号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第1条及び第2条中「運転車両部長」を「運輸部長」に改める。

第10条中「運転車両部」を「運輸部」に改める。

第11条中「運転車両部長」を「運輸部長」に改める。

別記様式(表)中「運転車両部長」を「運輸部長」に改め、「印」を削る。

福岡市交通局訓令第4号

福岡市高速鉄道運転事故復旧規程(昭和56年福岡市交通局訓令第6号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第3条第1号中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同条第2号中「施設部」を「施設車両部」に改め、同条第3号中「運転車両部」を「施設車両部」に改める。

第7条中「運転車両部」を「運輸部」に改める。

第8条第1項第1号中「運転車両部長及び運転車両部」を「運輸部長及び運輸部」に、「施設部」を「施設車両部」に改める。

第9条第1項中「運転車両部長」を「運輸部長」に改め、同条第2項中「施設部長」を「施設車両部長」に改める。

第10条第1項中「営業部駅務サービス課長(以下「駅務サービス課長」を「運輸部駅務管理課長(以下「駅務管理課長」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「駅務サービス課長」を「駅務管理課長」に改める。

第17条第1項第4号中「運転車両部長」を「運輸部長」に改める。

第18条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 運輸班

(4) 施設車両班

第19条第3項及び第24条中「運転車両部長」を「運輸部長」に改める。

福岡市交通局訓令第5号

福岡市交通局電気鉄道用電気工作物保安規程(昭和54年福岡市高速鉄道建設局訓令第2号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

第4条第1項第2号中「施設部長、施設部」を「施設車両部長、施設車両部」に改め、同条第2項中「施設部」を「施設車両部」に改める。

第14条中「電気保安管理者」を「主任技術者」に改める。

第17条の見出しを「(災害対策)」に改め、同条第1項を次のように改める。

災害時の電気工作物に関する保安の確保は、別に定める細則による。

第17条第2項中「災害対策要領」を「前項の細則」に改める。

第23条及び第24条中「施設部」を「施設車両部」に改める。

別表第1中「施設部長」を「施設車両部長」に改める。